

## よくある質問

### 《①目的》

(Q①-1) ステッカーの配付の目的は何ですか。

(A①-1) 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底している店舗等を公表することで、市民が安心して利用できる環境を整え、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図ることを目的として、ステッカーを配付し、市内店舗等に掲示してもらうものです。

### 《②申請》

(Q②-1) 対象の業種は何ですか。

(A②-1) 市内の飲食店、小売り、サービス業など、さまざまな業種を対象としています。

(Q②-2) ステッカーの配付を受けるための要件は何ですか。

(A②-2) 配付の対象となる店舗等は、次に掲げる要件を満たす者としします。詳細は、「感染防止対策取組宣言ステッカー配付に関する利用規約」にてご確認ください。

- (1) 市内に所在すること
- (2) 既に配付を受けた店舗等でないこと
- (3) 「感染防止対策取組宣言ステッカー配付に関する利用規約」に同意すること
- (4) 「市川市感染症拡大防止対策セルフチェックリスト」の内容を実践していること
- (5) 店舗等の業種、種別、名称、所在地、WebサイトのURLを市公式Webサイトに公表することを承諾すること。
- (6) 市長が必要があると認めるときは、聞き取り調査に協力すること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が運営する店舗等でないこと。

(Q②-3) 感染防止対策取組宣言ステッカーを入手するには、どのような手続きが必要ですか。

(A②-3) 市川市公式Webサイトで「市川市新型コロナウイルス感染症防止対策取組宣言」と検索していただくと、申請ページへのご案内がありますので、そこから申請を行ってください。

市川市感染症拡大防止対策セルフチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を実

践していることが必要となります。

(Q②-4) パソコンを持っていない場合など、インターネット環境のない場合はどのように申請すればいいですか。

(A②-4) 原則インターネットの申請のみとなりますが、市川市経済政策課の窓口であれば、申請用紙による紙ベースの申請もできます。

(Q②-5) 郵送での申請はできますか。

(A②-5) 郵送での申請は受け付けておりません。インターネットで申請してください。

(Q②-6) 本社が市内にあり、店舗等は市外にありますが申請できますか。

(A②-6) 市川市内にある店舗等が対象となります。市外の店舗等は対象外となります。

(Q②-7) 複数の店舗等を経営していますが、本店で一括して申請することはできますか。

(A②-7) ステッカーの発行は、店舗等ごとに行います。店舗等ごとの申請となります。

(Q②-8) 間違った店舗等の情報を入力してしまったのですが、修正はできますか。

(A②-8) 市川市経済政策課(電話047-711-1140)までご連絡してください。

(Q②-9) オンライン申請にある責任者名とは誰のことですか。

(A②-9) 責任者とは、市から感染防止対策について確認させていただく場合に、責任をもって対応できる方を指します。

### 《③チェックリスト》

(Q③-1) チェックリストは、すべて取り組んでいないと申請できないですか。

(A③-1) チェックリストの中で、必須項目についてはすべて取り組んでいることが必要です。努力項目についても、極力取り組んでください。ただし、努力項目については、取り組んでいなくても申請することは可能です。

(Q③-2) チェックリストを満たしていないと罰則等の不利益はありますか。

(A③-2) 本事業は、店舗等の自主的な対策を応援するものであり、罰則は設けていません。

なお、店舗等の利用者などから、感染対策に不十分であると市に問い合わせがあった場合は、店舗等に連絡して、確認させていただくことがありますので、申請時にメールアドレス及び電話番号の入力に漏れが無いようお願いいたします。

《④ステッカーについて》

(Q④-1) ステッカーはどのように使用すればよいですか。

(A④-1) ステッカーはシール式になっています。店舗等の利用者が閲覧しやすい場所に掲示してください。

(Q④-2) ステッカーのサイズを教えてください。

(A④-2) A4サイズのシートに、大×1枚(直径16センチ)、中×1枚(直径11センチ)、小×2枚(直径7センチ)の3種類が貼られています。

(Q④-3) ステッカーはシールになっているのですか。

(A④-3) すべてシールで貼るタイプです。

(Q④-4) ステッカーを第三者に転売してもいいですか。

(A④-4) 転売等の行為は禁止しております。

(Q④-5) ステッカーを再発行できますか。

(A④-5) 原則、ステッカーの再発行はいたしませんので、紛失しないように管理してください。